

2020年8月27日

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 23 番 5 号
上場会社名 株式会社サニーサイドアップグループ
代表者 代表取締役社長 次原悦子
(コード番号: 2180)
問合せ先 取締役 グループ管理本部本部長 相田 俊充
電話番号 03-6894-3232

第6回新株予約権の放棄に伴う特別利益の発生のお知らせ

当社は、2019年3月22日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションとして発行した第6回新株予約権について、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員より放棄する旨の申し出を受けました。

これにより、特別利益が発生することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅する新株予約権の内容

第6回新株予約権

(1) 取締役会決議日	2019年3月22日
(2) 割当対象者	当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員
(3) 新株予約権の行使期間	2022年3月23日から2024年3月22日
(4) 発行した新株予約権の数	2,000個
(5) 新株予約権の目的である株式の数	普通株式400,000株
(6) 新株予約権の行使価格	1株あたり1,044円
(7) 放棄される新株予約権の個数(株数)	1,915個(383,000株)
(8) 放棄後の新株予約権の個数(株式数)	85個(17,000株)

(注) 2019年7月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価額が調整されています。

2. 消滅の理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、無償にて第6回新株予約権を発行いたしました。

しかしながら、その権利行使価額が時価を著しく上回る状況にあり、発行当初に想定していたインセンティブプランとしての役割を十分に果たしているとは言い難い状況の中、第6回新株予約権者から自主的に権利放棄の申し出がなされたことにより、放棄の申し出を受けた当該新株予約権が消滅するものであります。

なお、当社としては、現状に即したインセンティブプランを導入していくことが長期的な企業価値向上に向けて有効であると考えており、2020年8月13日開示「ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」のとおり、新たに第7回新株予約権の発行決議を行っており、第6回新株予約権の権利放棄者を含めた当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、2020年8月31日付で新株予約権の割当を行うことを予定しております。

3. 新株予約権の消滅日

2020年8月31日

4. 業績への影響

本件による当社の2021年6月期（2020年7月1日～2021年6月30日）の連結業績への影響としては、第6回新株予約権の権利付与時点より貸借対照表の純資産の部に計上しておりました56百万円を取り崩し、新株予約権戻入益として特別利益に計上いたします。

なお、現時点においては、2020年8月13日に公表した当社の連結業績予想から変更はありません。その他の要因も含め、業績予想に修正が必要な場合には速やかにお知らせいたします。

以上

（本件に関するお問合せ先）

株式会社サニーサイドアップグループ グループ管理本部 経営企画部 TEL 03-6894-2241